

お知らせ

九州厚生局 熊本事務所への届出事項に関する事項

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、下記のとおり九州厚生局熊本事務所に届出を行っている保険医療機関です。

- ① 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ② 入院ベースアップ評価料（ⅢⅤ）
- ③ 電子的診療情報連携体制整備加算Ⅲ
- ④ プログラム医療機器等指導管理料
- ⑤ 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ⑥ 心理支援加算（通院・在宅精神療法の注Ⅸ）
- ⑦ 通院・在宅精神療法の注ⅠⅢ

電子的診療情報連携体制整備加算に関するお知らせ

当院では、質の高い医療を提供するため、オンライン資格確認等システムを導入し、以下の体制を整備しております。

➤ オンライン資格確認の実施

マイナ保険証（マイナンバーカード）等を利用したオンライン資格確認を行う体制を整えています。

➤ 診療情報の取得・活用

患者様の同意を得た上で、診察室等で受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

➤ くまもとメディカルネットワークを活用し、次の医療機関との情報連携を推進する体制を有しています。

- ・熊本大学病院
- ・熊本赤十字病院
- ・熊本医療センター

- 済生会熊本病院
- 熊本中央病院

- 当院は、医療デジタルトランスフォーメーション（医療 DX）を通じて、医療機関等との間で情報を共有し、より安全で質の高い医療の提供に努めてまいります。
- 診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な診療明細書は無料で交付しています。
- 個人情報の取り扱いについて
診療情報は、関係法令およびガイドラインに基づき適切に管理し、プライバシー保護に十分配慮しております。

(別紙様式7)

平成30年4月
明生病院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

以上